

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年7月1日

支出負担行為担当官

横浜検疫所総務課長 林 久善

1. 件 名 食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託（農産食品及び畜水産食品の残留農薬）

2. 履行期限 令和7年3月31日

3. 入札方法

入札書には、検査項目ごとに単価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4. 競争参加資格

- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供等」で、「A」、「B」又は「C」の等級に格付され、関東・甲信越地域の競争入札参加資格を有すると認められる者であること。
- （4）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- （5）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- （6）その他、予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格（以下に示す。）を有する者であること。

ア 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（e及びfについては2保険年度）の保険料の滞納がないこ

と。

a 厚生年金保険 b 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

c 船員保険 d 国民年金 e 労働者災害補償保険 f 雇用保険

※各保険料のうち e 及び f については、当該年度における年度更新
手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年
度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及
び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているもの
については納付期限が到来しているものに限る。）こと。

イ 厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でない
こと。

ウ 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け、又は
送検されていないこと（役員及び使用人含む。）。

エ 本件に係る業務の特質上、以下の要件を全て満たすこと。

（ア）食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（以下、「法」という。）

第 33 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた登録検査
機関であること。

（イ）登録検査機関が行う試験検査の業務管理について、法第 41 条の規定
に基づく適合命令、法第 42 条の規定に基づく改善命令及び法第 43 条
の規定に基づく業務停止命令を現に受けていないこと。

（ウ）登録検査機関は、委託する検査項目の検査の区分（食品衛生法施行規
則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 40 条第 1 項第 2 号に規定する
「理化学的検査」、「細菌学的検査」及び「動物を用いる検査」の区分
をいう。以下同じ。）について、法第 26 条第 3 項に係る検査の受託実
績を有すること。

（エ）輸出入・港湾関連情報処理システム（以下、「NACCS」とい

う。）の輸入食品監視支援業務システムの輸入食品監視支援業務機能
を利用できること。

（オ）検体受理日を起算日とし、7 日以内（土日祝祭日及び年末年始の閉庁
日を除く。以下同じ。）に当該検査項目（検査手順等により 7 日を超え
る検査日数を要するものを除く。）に係る試験を終了（NACCS に試
験結果を入力）できること。

ただし、試験の途中段階で法違反の可能性が生じた場合には、速やか
に横浜検疫所に連絡すること。

（カ）当該検査項目に係る試験法に基づき、「検査実施標準作業書」を策定

していること。なお、同一の検査項目であっても、試験品の種類ごとに手順書が異なる場合にあっては、試験品の種類ごとに明示していること。加えて、試験実施に先立ち、試験を実施する「検査実施標準作業書」の写し及び必要に応じて妥当性評価実施の概略を提出すること。

(キ) 当該検査項目に係る試験結果が、登録検査機関への送付検体と同一のものをを用いて検疫所が行う確認検査の試験結果と一致しなかった場合には、横浜検疫所が指定する職員による立入調査を受け、必要な指示を受けることに同意すること。

(ク) 登録検査機関は、実施した試験結果に疑義が生じた場合、速やかにデータ等を持参又はその他の方法で提示して横浜検疫所に説明できること。また、必要に応じて横浜検疫所が指定する職員による立入調査を受け、必要な指示を受けることに同意すること。

(ケ) 入札に参加しようとする検査項目について、検疫所が求める検査水準を有すること及び技術的な問題がないことを確認するため、厚生労働省が指定する検査法に基づき策定した検査実施標準作業書に係る概要等の報告（様式１）を期限までに提出できること。

5. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒231-0001 横浜市中区新港一丁目6番1号

横浜検疫所総務課経理係 電話045-212-1510

なお、入札説明書の交付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く令和6年7月1日（月）から令和6年7月16日（火）までの09時00分から12時00分及び13時00分から17時00分の間に行う。

(2) 競争参加資格確認関係書類の受領期限

令和6年7月16日（火） 17時00分

(3) 入札書の受領期限

令和6年8月7日（水） 17時00分

(4) 開札の日時及び場所

令和6年8月8日（木） 10時00分

よこはま新港合同庁舎6階横浜検疫所専用会議室

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告 4 で示した競争参加資格を有していることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告 4 で示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 検査項目毎の最低価格落札方式とする。

当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、検査項目毎に最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。